

西入間広域消防組合消防団協力事業所表示制度実施要綱に基づく認定基準の細則

制定 平成26年5月16日

西入間広域消防組合消防団協力事業所表示制度実施要綱第4条に規定する認定に関する基準の取扱いについては、次に定めるところによる。

- (1) 従業員が消防団員として、相当数入団している事業所とは、2名以上の消防団員を雇用し、任務遂行に協力している事業所をいう。
- (2) 従業員等の消防団活動について積極的に配慮している事業所等とは、次のいずれかに該当するものとする。
 - イ 勤務時間中の災害出動、訓練参加等に関する配慮をしている事業所等
 - ロ 消防団活動について、地域活動として評価し、人事上不利に扱わないように配慮している事業所等
- (3) 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等とは、災害時や訓練時において事業所の所有地や資機材を無償で提供し、活動環境の整備に協力している事業所等をいう。
- (4) その他消防団活動への協力が特に優良であって、地域の消防防災体制の充実強化に寄与していると認められる事業所等とは、(2)、(3)に準ずる配慮又は協力をしている事業所等をいう。

附 則

この細則は、平成26年6月1日から適用する。